

短期入所施設 俱有

運営規程

社会福祉法人 函館大庚会

（事業所の目的）

第1条 社会福祉法人函館大庚会が運営する、短期入所施設 俱有（くゆう）（以下「事業所」という。）は、要介護状態または要支援状態となった利用者が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行なうことにより、利用者の心身の機能の維持又は回復並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所は、利用者一人ひとりについて、その意思・人格及び有する能力を尊重し、利用者の居宅における日常生活と利用中の日常生活が連続したものとなるよう配慮しながら、ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援する。

（事業所の名称等）

第3条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- （1） 名 称：短期入所施設 俱有
- （2） 所在地：函館市松風町19番18号

（従業員の職種、員数及び職務の内容）

（指定短期入所生活介護と指定介護予防短期入所生活介護および指定介護老人福祉施設を兼務）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- （1） 管理者 1人
管理者は、事業所運営の責任者として、事業所の従業員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行なうとともに、事業所の従業者に対し必要な指揮命令を行なう。また管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、介護支援専門員に当該利用者の短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画の作成に関する業務を指示する。
- （2） 医師 1人（嘱託医）
医師は、利用者の健康管理・診察及び療養上の指導、事業所の保健衛生管理指導を行なう。
- （3） 生活相談員 1人以上
生活相談員は、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行なう。
- （4） 介護職員 7人以上
介護職員は、利用者に対して、自立支援を念頭に置いた入浴・排泄・食事等の介護及び日常生活上の支援を行なう。
- （5） 看護職員 2人以上
看護職員は、利用者の健康管理、医師の診察の補助、施設の保健衛生管理に関する業務を行なう。

- (6) 管理栄養士または栄養士 1人以上
栄養士は、献立作成、療養食の提供、栄養価の計算及び給食記録整備、調理員への指導、その他給食管理に関する業務を行なう。
- (7) 機能訓練指導員 1人以上
機能訓練指導員は、利用者に対し、日常生活を営むのに必要な機能訓練の実施を行なう。
- (8) 事務職員 1人以上
事務職員は、庶務及び会計業務に従事する。
- (9) 調理員 2人以上
給食業務全般に従事する。

(利用定員) (指定介護予防短期入所生活介護事業所含む)

第5条 事業所の定員は10名とする。

(但し、特別養護老人ホームに空床が発生した場合は、短期入所施設として15人迄利用出来ることとする。)

(ユニットの数及びユニットごとの利用定員)

(指定介護予防短期入所生活介護事業所含む)

第6条 ユニット数及びユニットごとの利用定員は次のとおりとする。

- (1) ユニット数1ユニット
- (2) ユニットごとの入所定員 1ユニット 10名

(指定短期入所生活介護サービス及び指定介護予防短期入所生活介護サービスの取扱方針)

第7条 指定短期入所生活介護サービス及び指定介護予防短期入所生活介護サービスの取扱方針は次のとおりとする。

- (1) 事業所の指定短期入所生活介護サービス及び指定介護予防短期入所生活介護サービス(以下「サービス」という。)は、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行なう。
- (2) サービスは、ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行なう。
- (3) サービスは、利用者のプライバシーの確保に配慮して行なう。
- (4) サービスは、利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態及び要支援状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行なう。
- (5) 事業所の従業者は、サービスの提供に当たって、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、わかりやすい説明を行なう。
- (6) 事業所は、サービスの提供に当たり、当該利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行なわない。
- (7) 事業所は、前項の身体的拘束等を行なう場合には、その態様及び時間、その際の利用

者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(8) 事業所は、提供するサービスの質を自ら評価し、常にその改善を図る。

(指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の内容)

第8条 指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

(1) 短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画の作成

- ① 管理者は、4 日以上にわたり継続して入所する予定の利用者については、他の事業所従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画を作成する。当該計画の作成は、管理者が生活相談員等にとりまとめを行わせることがある。
計画作成にあたっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境をふまえ、サービス提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮する。
- ② 短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成する。
- ③ 管理者は、短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- ④ 管理者は、短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画を作成した際には、当該短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画を利用者に交付する。

(2) 介護

- ① 介護は、ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行なう。
- ② 事業所は、利用者の日常生活における家事を、利用者がその心身の状況等に応じて、それぞれの役割を担えるよう適切に支援する。
- ③ 事業所は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供する。
ただし、やむを得ない場合には、清拭を行なうことをもって入浴の機会の提供に代える。
- ④ 事業所は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な支援を行なう。おむつを使用せざるを得ない利用者については、排泄の自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替える。
- ⑤ 事業所は、利用者が行なう離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援する。
- ⑥ 事業所は、常時 1 人以上の介護職員を介護に従事させる。
- ⑦ 事業所は、利用者に対し、その負担により、当該事業所の従事者以外の者による介護を受けさせない。

(3) 食事の提供

- ① 事業所は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供し、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行なう。
- ② 事業所は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事をとることができるよう必要な時間を確保する。
クックチル方式とユニットごとの台所設備により、概ね次のとおりに提供する。

朝食 8時00分より

昼食 12時00分より

夕食 18時00分より

- ③ 事業所は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事を楽しむことを支援する。

(4) その他のサービスの提供

- ① 事業者は、利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援する。
- ② 事業所は、常に利用者の家族との連携を図るよう努める。

(利用料及びその他の費用の額)

第9条 サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める介護報酬（介護給付及び予防給付）の告示上の額とし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に準じた自己負担の額とする。

- 2 事業所は、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際に利用者から支払いを受ける利用料の額と、サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないように利用料の額を設定する。
- 3 事業所は前二項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受ける。

(1) ユニットの提供を行うことに伴い必要となる費用

- ① 滞在費 日額 880円(第1段階)
日額 880円(第2段階)
日額 1,370円(第3段階①②)
日額 2,066円(第4段階)
- ② 電気製品使用料 日額 150円
居室等に設置されている電気製品全般並びに備品の使用料

(2) 食費 朝食 370円 昼食 500円 夕食 575円 (日額 1,445円)

※ 食費は提供した食事分のみ徴収

※ 負担限度額の減額認定の申請により所得に応じた負担額の減額あり

第1段階 日額 300円

第2段階 日額 600円

第3段階① 日額 1000円

第3段階② 日額 1300円

- (3) 次条に規定する通常の送迎の実施地域を越えて行う介護サービスの送迎に要する費用（実費）
※厚生労働大臣が別に定める場合を除く
- (4) 理美容代 （実費）
- (5) 指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入所者に負担させることが適当と認められる費用
- 4 事業所は、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者またはその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について文書で説明を行い、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）をうけるものとする。
- 5 事業所は、第三項第一項に係る居住費の額を変更する時は、あらかじめ利用者またはその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について文書で説明を行い、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）をうけるものとする。
- 6 居住費の額は次の場合に変更する。変更に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、変更後の居住費の額及びその根拠について説明を行ない、入所者の同意を得なければならない。
 - (1) 建物及び建物付属設備を新たに取得した場合
 - (2) 基部及び備品を新たに取得した場合
 - (3) 修繕を行なった場合
 - (4) 光熱水費及び燃料費が変更された場合

（通常の送迎の実施地域）

第10条 通常の送迎の実施地域は函館市全域、北斗市・七飯町とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第11条 利用者が指定短期入所生活介護サービス及び指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供を受ける際の留意事項は次の通りとする。

- (1) 外出
利用者は、外出しようとするときはその都度、外出先、事業所への帰着予定時刻等を管理者へ届け出る。
- (2) 健康維持
利用者は努めて健康に留意するものとし、事業所で行う健康診断は特別の理由がないかぎりこれを拒否してはならない。
- (3) 衛生保持
利用者は施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために事業所に協力しなければならない。ペットの持ち込みは禁止する。
- (4) 損害賠償
利用者は、故意に事業所（設備及び備品）に損害を与えた場合は、この損害を弁償し、または原状に回復しなければならない。
- (5) 身上変更の届け出
利用者は身上に関する重要な事項に変更が生じたときは速やかに施設長又は生活相談

員に届け出なければならない。

(6) 損害賠償

利用者は、故意に施設（設備及び備品）に損害を与えた場合は、その損害を弁償し、または原状に回復しなければならない。

(7) 禁煙・火気禁止

当事業所は、敷地内および館内全面禁煙とする。また火気の持込みは禁止する。

(8) 飲酒不許可

当事業所は、酒類の提供は行わない。また、施設内での飲酒を禁ずる。

(9) 他者の尊重

他の利用者や職員に対する暴力の行使や暴言、性的嫌がらせ等の迷惑行為は行っていない。

(緊急時等の対応)

第12条 事業所は、現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに利用者の主治医又はあらかじめ施設が定めた協力医療機関への連絡を行うとともに、その家族等への連絡、救急車等での搬送又は主治医の指示による処置を講ずるとともに、その経過を記録する。

(事故発生時の対応)

第13条 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は速やかに市、利用者の家族及び管理者並びに関係職員に連絡を行うなど必要な措置を講ずるとともに利用者の環境改善に努める。

なお事業所はその事故の状況・対策等を事故対策委員会に報告する。事業所は、定期的に事故対策委員会を開催し、事故の発生を未然に防ぎ再発の防止に努める。

2 事業所は、前項の事故の状況及び事故についての処置を記録する。

3 事業所は、利用者に対する指定短期入所生活介護サービス及び指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

第14条 事業所は、火災、地震、津波、風水害、停電等の非常災害時の対策を講ずる。また、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

2 事業所は、地域住民又はボランティア等との連携及び協力を行い、訓練の実施に参加が得られるよう努めるものとする。

(その他施設の運営に関する重要事項)

第15条 事業所は、職員に対し、その資質又は技術の向上のための研修の機会を確保する。

2 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する義務を負う。従業者であった者は、従業者でなくなった後においても、引き続き前項に規定する義務を負う。

3 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

- 4 事業所に損害賠償責任が生じた場合には、加入する損害賠償責任保険により対処することとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人函館大庚会と事業所の管理者との協議に基づき定めるものとする。

（苦情処理）

- 第16条 事業所は、その提供したサービスに関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適正に対応するために、苦情を受け付けるための苦情受付担当者を指定し、重要事項説明書に記載する。
- 2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するとともに、経過、対応、協議内容を記録し、保管する。
 - 3 事業所は、提供したサービスに関し、市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
 - 4 事業所は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告する。
 - 5 事業所は、提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して北海道国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、北海道国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
 - 6 事業所は、北海道国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を北海道国民健康保険団体連合会に報告する。

（地域との連携等）

- 第17条 事業所は、運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努める。
- 2 事業所は、その運営に当たっては、提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努める。

（身体的拘束等）

- 第18条 事業所は、指定サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行いません。
- 2 事業所は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。なお、当該記録は5年間保存するものとします。
 - 3 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとします。
 - （1）身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - （2）身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に（年2回以上）実施すること。

（虐待防止に関する事項）

第 19 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年2回以上）実施すること。
 - (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 2 事業者は、指定サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

（業務継続計画の策定等）

第 20 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的（年2回以上）に実施するものとします。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

（衛生管理等）

第 21 条 事業所は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適切に行うこととします。

- 2 事業所は、当該事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとします。
 - (1) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的（年2回以上）に実施すること。
 - (4) 前三号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行うこととします。

(ハラスメント対策)

第22条 事業者は適切なサービスの提供を行うため、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

(記録の整備)

第23条 事業所は、職員、事業所及び会計に関する諸記録を整備・保存する。

2 事業所は、記録を完結した日から5年間保存する。

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会)

第24条 事業所は、当該施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るために、当該施設における入居者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的開催するものとします。当施設においては2027年度までに委員会を設置します。

(附則)

この規程は、平成26年12月8日より施行する。
この規程は、平成27年3月16日より施行する。
この規程は、平成27年4月1日より施行する。
この規程は、平成27年6月16日より施行する。
この規程は、平成27年8月1日より施行する。
この規程は、平成27年9月1日より施行する。
この規程は、平成27年12月16日より施行する。
この規程は、平成28年5月1日より施行する。
この規程は、平成28年7月20日より施行する。
この規程は、平成29年4月16日より施行する。
この規程は、平成30年4月16日より施行する。
この規程は、平成30年5月28日より施行する。
この規程は、平成30年8月16日より施行する。
この規定は、平成30年11月16日より施行する。
この規定は、平成31年4月16日より施行する。
この規定は、令和1年10月1日より施行する。
この規定は、令和3年4月1日より施行する。
この規定は、令和3年8月1日より施行する。
この規定は、令和4年2月15日より施行する。
この規定は、令和4年11月21日より施行する。

この規定は、令和 7 年 4 月 1 日より施行する。